㈢　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る離婚分割について、対象期間標準報酬総額を算出する際の再評価率を定めることとした。（第三条の一三の一二関係）

6　ワンストップ・サービスを実現するため、一の実施機関が、他の実施機関が行うこととされている厚生年金保険法等の規定による申請、請求、申出及び届出の受理並びに当該申請、請求、申出及び届出に係る事実についての審査に関する事務を行うこととした。（第四条の二の一四関係）

7　厚生年金保険法の規定による脱退一時金及び国民年金法（昭和三四年法律第一四一号）の規定による脱退一時金が同時に請求できる場合については、厚生労働大臣がこれらの脱退一時金の支給の事務を行うこととした。（第一五条関係）

二　国民年金法施行令の一部改正関係

1　ワンストップ・サービスを実現するため、共済組合等が行うこととされている事務に、一の6により共済組合等が受理及び事実に関する審査を行うものとされた厚生年金保険の申請、請求、申出及び届出に併せて行われる国民年金の申請、請求、申出及び届出の受理並びに当該申請、請求、申出及び届出に係る事実についての審査に関する事務を加えることとした。（第一条関係）

2　国民年金法第七条第一項第一号に規定する厚生年金保険法に基づく老齢を支給事由とする年金たる保険給付その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものに、平成二四年一元化法附則第四一条の規定による障害共済年金等を加えることとした。（第六条の五関係）

3　国民年金法第八九条第一項第一号に規定する厚生年金保険法に基づく障害を支給事由とする年金たる給付その他の障害を支給事由とする給付であって政令で定めるものに、平成二四年一元化法附則第四一条の規定による障害共済年金等を加えることとした。（第六条の五関係）

三　国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正関係

1　平成二四年一元化法附則第三九条等において、退職一時金を受けた者が厚生年金保険の保険給付の支給を受ける権利を有することとなったことに伴う退職一時金の返還が規定されることに伴い、国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六一年政令第五四号）第一一条ただし書に、当該返還を加えることとした。（第一一条関係）

2　国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六〇年法律第三四号。三の3において「昭和六〇年改正法」という。）附則第一四条第一項ただし書に規定する退職共済年金その他の老齢又は退職を支給事由とする給付であって政令で定めるものに、平成二四年一元化法附則第四一条の規定による退職共済年金等を加えることとした。（第二五条関係）

3　昭和六〇年改正法第三条の規定による改正前の厚生年金保険法による老齢年金の退職改定について、退職した日の翌日ではなく当日を起算点とすることとした。（第九三条関係）

四　社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正関係

1　平成二四年一元化法附則第一〇六条の規定による改正後の社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成一九年法律第一〇四号）第一四条に規定する老齢又は障害を支給事由とする年金たる給付であって政令で定めるものに、平成二四年一元化法附則第四一条の規定による退職共済年金等を加えることとした。（第三六条関係）

2　厚生年金保険の特例加入を希望する者が申出を行うべき実施機関を定めることとした。（第五二条関係）

3　相手国期間を通算することにより支給することとなる老齢厚生年金の加給に係る期間比率の基礎となる厚生年金保険の被保険者期間を定めることとした。（第六八条及び第六八条の二関係）

4　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者が相手国期間中に初診日のある傷病による障害を有する場合等における障害厚生年金等の支給事務を行う実施機関を定めることとした。（第七九条の三～第七九条の五関係）

五　関係政令について所要の経過措置を設けることとした。

六　この政令は、平成二七年一〇月一日から施行することとした。

◇被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（政令第三四三号）（厚生労働省）

1　厚生年金保険の被保険者期間等に関する経過措置

㈠　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二四年法律第六三号。以下「平成二四年一元化法」という。）第二条の規定による改正前の国家公務員共済組合法（昭和三三年法律第一二八号）、平成二四年一元化法第三条の規定による改正前の地方公務員等共済組合法（昭和三七年法律第一五二号）及び平成二四年一元化法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法（昭和二八年法律第二四五号。以下「改正前共済各法」という。）の規定により、離婚時の年金分割が行われていた組合員期間等について、厚生年金保険の被保険者期間にみなされる場合には、厚生年金保険法（昭和二九年法律第一一五号）の規定による離婚時みなし被保険者期間又は被扶養配偶者みなし被保険者期間とみなされることとした。（第四条関係）

㈡　改正前共済各法による組合員等であった者であって、平成二四年一元化法の施行の日（以下「施行日」という。）に厚生年金保険の被保険者の資格を取得した者について、平成二七年一〇月から平成二八年八月までの期間に係る標準報酬月額を定めることとした。（第五条関係）

㈢　三歳に満たない子の養育を開始する日が施行日前にある厚生年金保険の被保険者に当該養育期間に係る標準報酬月額の特例を適用する場合における平成二四年一元化法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）等の規定の適用に関し必要な読替え等を定めることとした。（第一〇条～第一二条関係）

㈣　二以上の種別の被保険者であった期間を有する者に係る離婚時の標準報酬の改定請求について、施行日前に請求すべき按分割合等を定めた場合に、当該改定請求に係る被保険者期間に係る被保険者の種別ごとに標準報酬の改定の請求並びに対象期間標準報酬総額及び按分割合の範囲の計算を行うこととした。（第一五条関係）

㈤　施行日前に改正前共済各法による離婚分割が行われた期間等について、厚生年金保険法による離婚分割の対象から除くこととした。（第一四条及び第一六条関係）

㈥　各月の支払額に一円未満の端数があった場合にこれを切り捨て、二月に支払う年金額に切り捨てた額の合計を加算する平成二四年一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（以下「改正後厚生年金保険法」という。）第三六条の二の規定について、平成二七年一〇月以後の月分として支払われる年金の支払額から適用することを定めることとした。（第一八条関係）

2

㈠　厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置

平成二四年一元化法附則第一二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた改正前厚生年金保険法による年金たる保険給付について、同条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた規定を適用する場合における必要な読替え等を定めることとした。（第二一条関係）

㈡　平成二八年度から平成三三年度までにおける厚生年金保険法第四三条の二第一項第二号イに掲げる率等の算定方法を定めることとした。（第二七条～第三二条関係）

㈢　国会議員若しくは地方公共団体の議会の議員又は七〇歳以上の使用される者である者について、在職支給停止の計算を行う場合に、その計算の基礎とする標準賞与額に相当する額に含めないものを定めることとした。（第三三条関係）

㈣　老齢厚生年金の受給権者であって改正前共済各法による退職共済年金の受給権者であるものについて、在職支給停止の対象となる老齢厚生年金及び退職共済年金に応じて、平成二四年一元化法附則第一三条から第一六条までの規定の適用に関し必要な読替えを定めることとした。（第三五条～第五九条関係）